

平成29年度保育施設利用調整基準表（薩摩川内市）

事由点・・・(A)				父	母
家庭外労働	正社員、月20日以上かつ1日8時間以上勤務のパート			15	15
	パート・農業	勤務日数	月20日以上	8	8
			月15日以上	6	6
			月12日以上	4	4
		勤務時間	1日8時間以上	7	7
			1日6時間以上	5	5
			1日4時間以上	3	3
	自営業(事業主)			14	14
	(家族等)自営業	勤務日数	月20日以上	8	8
			月15日以上	6	6
月12日以上			4	4	
勤務時間		1日8時間以上	6	6	
		1日6時間以上	4	4	
		1日4時間以上	2	2	
家庭内労働	自営業(事業主)			13	13
	(家族等)自営業	勤務日数	月20日以上	7	7
			月15日以上	5	5
			月12日以上	3	3
		勤務時間	1日8時間以上	6	6
			1日6時間以上	4	4
			1日4時間以上	2	2
	内職	勤務日数	月20日以上	6	6
			月15日以上	4	4
			月12日以上	2	2
勤務時間		1日8時間以上	6	6	
		1日6時間以上	4	4	
		1日4時間以上	2	2	
出産					13
育児休業				7	7
求職中等				1	1
疾病	入院			15	15
	居宅	常時伏臥		15	15
		精神結核		12	12
		一般療養		10	10
	障がい	障害者手帳等1級・2級、療育手帳A1・2		15	15
障害者手帳等上記以外		11	11		
看護等	入院付添			13	13
	心身障がい者・児在宅介護			12	12
	老人在宅介護(寝たきり・認知証)			12	12
	一般療養在宅介護			10	10
就学	月120時間以上			13	13
	月48時間以上120時間未満			10	10
災害				15	15
特例による場合				15	15
優先度(加算・減算)・・・(B)					
① 虐待・DV等措置対象世帯				+30	
② 当該児童が障害を有し、事前に保育施設の了承を得ている				+15	
③ 地域型保育事業の卒園児				+13	
④ ひとり親世帯				A×2+15	
⑤ 生計中心者の失業(自己都合退職を除く)				+10	
⑥ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の従事者				+7	
⑦ 生活保護世帯				+6	
⑧ 既にきょうだいが当該保育施設に在園している				+5	
⑨ きょうだい同時に同じ保育施設に入園希望している				+5	
⑩ 育児休暇の終了による職場復帰				+4	
⑪ 病気休暇の終了による職場復帰				+4	
⑫ 障害者同居(当該申込み児童以外)				+3	
⑬ 前年度からの待機児童				+1	
保育料滞納世帯 (適用年度は、その年度の 利用調整で適用します)				月数 \ 適用年度	
				H29	H30
⑭ 3カ月～6カ月				-4	-5
⑮ 7カ月～12カ月				-8	-10
⑯ 13カ月以上				-12	-15

平成29年度保育施設利用調整基準表（薩摩川内市）の見方

1. 項目点の計算

保育施設の利用調整は、項目点の高い順に決定します。
項目点は、事由点(A)+優先度(B)で求めます。

2. 事由点(A)の見方

事由点は、保育の必要性の事由ごとに定められています。
父と母の合計が世帯の事由点(A)となります。

3. 優先度(B)の見方

優先度は、その世帯の状況に応じて加算されます。

②は、利用する児童が障害を有しているだけでは加算されません。必ず、利用希望の保育施設に相談してください。

③は、平成29年4月に認可外保育施設から小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業に移行する施設を含みます。

④は、事実婚は該当しません。

⑤は、自己都合退職は該当しません。

優先度は、場合によって複数適用されることがあります。

4. 事由点の計算例

以下の表は、計算例です。

父	母	加算	事由点	加算点	項目点
常勤(15)	月20日以上かつ1日8時間以上勤務のパート(15)	なし	15+15	-	30
家庭外労働(パート) 月15日以上(6) 1日8時間以上(5)	常勤(15)	きょうだい同時 入園希望	6+5+15	5	31
常勤(15)	常勤(15)	育休復帰	15+15	4	34
常勤(15)	常勤(15)	育休復帰(4) きょうだい同時 入園希望(5)	15+15	4+5	39
-	家庭外労働(パート) 月15日以上(6) 1日6時間以上(5)	ひとり親	(6+5)=A	A×2+15	37
常勤(15)	月20日以上かつ1日8時間以上勤務のパート(15)	滞納3カ月	15+15	△3	27

5. 利用調整

利用調整は、項目点が高い順で決定します。

	Cさん(項目点30点)	Dさん(項目点25点)
A保育園	第1希望	/
B保育園	第2希望	

表の状況で、利用調整の結果、A保育園が定員に達してCさんが第1希望の園に入園できなかった場合、B保育園の入所調整は、項目点が高いCさんの方をDさんよりも先に決定します。

6. 保育料滞納世帯

保育料を滞納している場合、滞納している月数に応じてその世帯ごとに優先度を減算します。

平成29年度に減算するのは、「H29」の部分です。平成30年度までは年度ごとに減算する点数を上げていきます。

減算するのは、現在保育施設に在園している児童ではなく、きょうだいの保育料が滞納となっている、新規に保育施設の利用を希望する児童に適用します。